

新型コロナウイルス検査費用助成事業について

国内の新型コロナウイルス感染拡大により、高齢者施設の安全の確保と安心して施設入所がしやすい環境整備のため、新規に高齢者施設へ入所する高齢者及び短期入所を利用する高齢者へのPCR検査又は抗原定量検査に要する費用の助成を行います。

1. 対象者

身延町に住所を有し、高齢者施設等へ新規入所予定の65歳以上の方で、以下の高齢者施設等に入所する方及び短期入所を利用する方

2. 対象施設

介護老人福祉施設	認知症対応型共同生活介護
介護老人保健施設	特定施設入居者生活介護
介護医療院	養護老人ホーム
介護療養型医療施設	救護施設
地域密着型介護老人福祉施設	障害者支援施設（施設入所支援）

3. 対象期間及び対象となる検査

助成対象となる検査は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に受けた検査で、以下の条件を満たすものです。

- ・入所予定日前に医療機関で受験した新型コロナウイルスPCR検査及び抗原定量検査
- ・自費による検査（行政検査及び医療保険が適用される検査は対象外です。）

※短期入所については、月1回及び年12回を上限とし初回は下記の助成金の（1）（2）が受けられるが、2回目以降は（3）で年12回までとします。

4. 助成上限額

（1）PCR検査 20,000円以内

※ただし、検査費用が20,000円に満たない場合は実費相当額です。

（2）抗原定量検査 7,500円以内

※ただし、検査費用が7,500円に満たない場合は実費相当額です。

（3）抗原定量検査 3,750円まで（短期入所の2回目以降の検査）

※ただし、検査費用が3,750円に満たない場合は実費相当額です。

5. 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

6. 協力医療機関

早川町・身延町組合立 飯富病院

7. 申請方法

助成券で検査をする場合

① 検査を希望する対象者は、申請書（入所予定施設で必要欄を記入したもの）を身延町役場 福祉保健課 介護保険担当（すこやかセンター内）へ提出

※必ず入所予定施設において、施設記入欄の記入を受けてください

② 福祉保健課にて、申請者へ助成券の交付

③ 申請者は、助成券にて協力医療機関等で検査実施

償還払いで助成を受ける場合

① 検査を希望する対象者は、事前に町へ連絡する。

② 検査を受け、領収書を発行してもらう。

③ 福祉保健課介護保険担当へ領収書を添付し助成金申請書を提出する。

○身延町新型コロナウイルス検査費用助成事業実施要綱

○様式第1号 新型コロナウイルス検査費用助成券交付申請書

○様式第4号 新型コロナウイルス検査費用助成金申請書（償還払いの場合）

参考 様式第2号 新型コロナウイルス検査費用助成券

様式第3号 新型コロナウイルス検査費用助成金代理受領請求書（協力医療機関用）

☆注意事項☆

◇本事業による検査の有無が施設入所決定に影響を及ぼすものではありません。

◇施設においては、本事業による検査実施を入所条件としないように適切な対応をお願いいたします。

◇検査結果は検査時点の状態を示すものです。

◇検査の性質上、実際には感染しているのに検査で陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性（擬陽性）になることがあります。

◇検査の結果、陽性となった場合は保健所等の指示に基づき適切に対応してください。

◇身延町の協力医療機関以外で検査を受ける場合は、事前にご連絡ください。

◇ご不明な点等ありましたら、介護保険担当までお問い合わせください。

お問い合わせ

〒409-2398

山梨県南巨摩郡身延町切石117-1 すこやかセンター内

身延町役場 福祉保健課 介護保険担当

TEL 0556-20-4611